

お知らせ

平成28年4月1日より給水装置工事で市が指定する特定区間（配水管の分岐から水道メーターBOXまで）については、**給水装置工事配管技能者**（※1）がおられて、現場で従事又は監督のできる（市に届け必要）指定給水装置工事業者以外は分岐工事ができません。

水道法施行規則第36条第2号及び木津川市指定給水装置工事業者規程第13条第2号による。

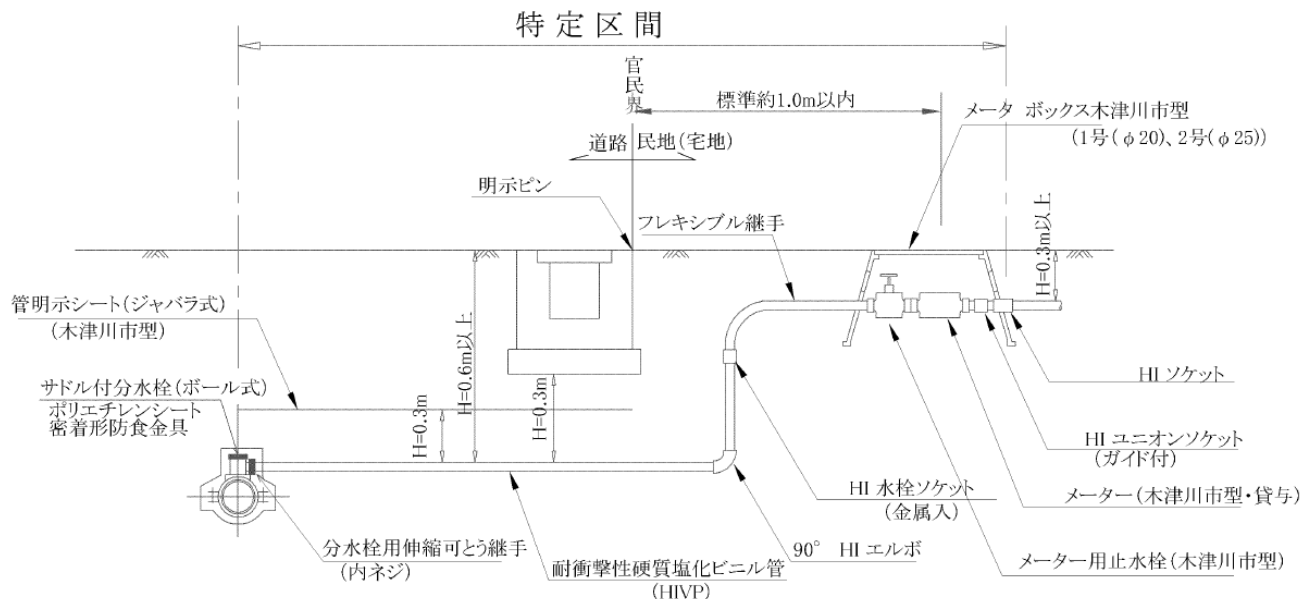
※1

- ①水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管技能者
 - ②職業能力開発促進法第44条に規定する配管技能士
 - ③職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者
 - ④財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程を修了した者(全国標準検定A)
- いずれも、配水管への分水栓取り付け、配水管のせん孔、給水管接合の資格有する者(給水装置工事配管技能講習会終了者又は給水装置工事配管技能検定合格者)

また、給水装置工事のうちφ40mm以上で市が指定する特定区間（配水管から分岐して水道メーター後の止水バルブまで）については、平成28年4月1日より木津川市水道施設入札参加資格のある地元業者以外は分岐工事ができません。（開発給水取扱規程より）

本設給水標準図

給水装置標準配管図(A) φ25mm以下



※ 配水管からメーター用止水栓一次側まではメタル入りパッキンとする。

木津川市上下水道事業管理者